

2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 東 京 計 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員
安 藤 毅

(コード番号 7721 東証プライム)

問合せ責任者 執行役員 法務・ガバナンス担当
藤井 千秋

(TEL 03-3732-2111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 18 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,170 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,405 円
(4) 処分総額	18,368,850 円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※1) 2 名 2,696 株 当社の執行役員(※2) 12 名 1,129 株 当社子会社の代表取締役 6 名 345 株 ※1 監査等委員である取締役を除き、業務執行取締役のみを対象とする。 ※2 取締役兼務の執行役員を除く。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 6 月 26 日開催の当社第 89 回定時株主総会において、当社の監査等委員でない取締役（業務執行取締役のみを対象とする。以下、「対象取締役」という。）が、従来以上に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をさらに高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 3,000 万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 70,000 株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 20 年間から 30 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、対象取締役については、当社第 94 回定時株主総会から 2026 年 6 月開催予定の当社第 95 回定時株主総会までの期間、当社の執行役員については、当社第 95 期事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）、当社子会社の代表取締役については、当社各子会社の 2025 年 6 月開催の定時株主総会から 2026 年 6 月開催予定の定時株

主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役2名、執行役員12名及び当社子会社の代表取締役6名（以下、総称して「割当対象者」という。）に支給された金銭報酬債権合計18,368,850円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式4,170株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が従来以上に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるといふ本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月18日～2055年7月17日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日、割当対象者が当社子会社の代表取締役の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社各子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日、割当対象者が当社子会社の代表取締役の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社各子会社の定時株主総会の開催日）まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、期間満了時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合は、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものといたします。

また、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日、割当対象者が当社子会社の代表取締役の場合には、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に

到来する当社各子会社の定時株主総会の開催日の前日)までに当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2025年7月(割当対象者が当社の執行役員の場合には、2025年4月、割当対象者が当社子会社の代表取締役の場合には、2025年7月)から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)には、当社取締役会決議により、2025年7月(割当対象者が当社の執行役員の場合には、2025年4月、割当対象者が当社子会社の代表取締役の場合には、2025年7月)から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年6月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,405円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上